

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月22日

【会社名】 株式会社SUBARU

【英訳名】 SUBARU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大崎 篤

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

【電話番号】 03 - 6447 - 8825

【事務連絡者氏名】 IR部長 野口 拓馬

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

【電話番号】 03 - 6447 - 8825

【事務連絡者氏名】 IR部長 野口 拓馬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生することになりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2026年5月11日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

2026年3月期における米国の自動車環境規制の緩和を踏まえ、米国における電動車の中長期的な需要見直しを見直した結果、当社のバッテリーEVに係る開発資産について回収可能性を再検討し、連結決算において減損損失を計上いたしました。併せて、当該見直しに伴う関連費用を、現時点で入手可能な情報に基づく合理的な見積りにより、当社の個別決算及び連結決算において計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2026年3月期第4四半期において、「米国自動車環境規制に関する損失」の内訳として、上記に係る損失を下記の通り計上しています。

(連結決算) その他の費用 578億円

(個別決算) 特別損失 435億円

以上